

新宿区教育委員会会議録

平成25年第4回定例会

平成25年4月5日

新宿区教育委員会

平成25年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年4月5日(金)

開会 午後 3時01分

閉会 午後 4時48分

場 所 本庁舎6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	松 尾 厚	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
参 事			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子
統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏		

書記

教育調整課管理係長	伊 丹 昌 弘	教 育 調 整 課 査	高 橋 美 香
		調 整 主	
教育調整課管理係	高 橋 和 孝		

議事日程

報 告

- 1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について (次 長)
- 2 体罰の実態把握について (教育指導課長)
- 3 平成25年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について (学校運営課長)
- 4 平成25年度新宿区立幼稚園園児数について (学校運営課長)
- 5 中央図書館及びこども図書館の移転について (中央図書館長)
- 6 平成24年度施設活用検討会報告書 第二次報告について (中央図書館長)
- 7 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について (中央図書館長)
- 8 その他

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから、平成25年新宿区教育委員会第4回定例会を開会します。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

- ◆ 報告1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について
- ◆ 報告2 体罰の実態把握について
- ◆ 報告3 平成25年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について
- ◆ 報告4 平成25年度新宿区立幼稚園園児数について
- ◆ 報告5 中央図書館及びこども図書館の移転について
- ◆ 報告6 平成24年度施設活用検討会報告書 第二次報告について
- ◆ 報告7 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について
- ◆ 報告8 その他

○菊池委員長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

報告1から報告7について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、報告1でございます。4月1日付で幹部職員の人事異動ございましたので御報告させていただきます。

まず、中央図書館長藤牧功太郎、地域文化部新宿未来創造財団等担当部長から異動です。

○中央図書館長 よろしくお申し上げます。

○次長 次に、教育支援課長遠山竜多、区長室秘書課長から異動です。

○教育支援課長 遠山でございます。よろしくお願いします。

○次長 次に、教育支援課統括指導主事です。長井満敏、青梅市立新町小学校副校長から転入です。

○統括指導主事 長井でございます。よろしくお願いいたします。

○次長 なお、報告1の下段に前任の転出先を記載してございますので、参考までに御覧いただければと思います。

以上でございます。

○教育指導課長 それでは、新宿区立小・中学校の「体罰の実態把握について」御報告いたします。

この調査につきましては、既に委員の皆様には随時情報提供しておりますが、調査結果を御報告する前に、改めてこれまでの体罰防止への取り組み等について御説明をいたします。

体罰は、児童・生徒に対する人権侵害の行為であり、いかなる場合においても身体に対する侵害や肉体的苦痛を与える懲戒は行ってはならないと、学校教育法で明確に禁止されています。体罰は児童・生徒に恐怖感や屈辱感を与えるだけでなく、劣等感や無力感を増大させることにもつながります。そして教員に対する反抗心や憎悪の感情を植えつけるだけでなく、暴力を容認する態度を育てることにもつながります。体罰がいじめを助長することにもなりかねないものだと考えています。

新宿区では、これまでも体罰は教員が絶対に行ってはならない行為として、その根絶に努めてまいりました。毎年度、定例の校長会、副校長会などでは学期に1回程度、管理職に対して指導するとともに、初任者研修や転入者に対する研修、10年経験者研修などにおいては直接教員に指導を行っております。また、各学校では管理職が全教職員に対して年度当初に指導を行っていますが、そのほかにも特に7月、12月の服務事故防止月間には、日常の指導を見直す機会として、特に重点的に意識啓発を行っております。

今回、全国で行われることになりましたこの体罰の実態把握の調査は、御存知のとおり直接的には昨年末、大阪市の高等学校において部活動中の体罰が背景にあると考えられる生徒の自殺事案が発生したことがきっかけでございます。文部科学省は本年1月23日、都道府県教育委員会に対して全小・中学校及び高等学校に対して体罰禁止の徹底と、体罰に係る実態把握を行うよう依頼いたしました。

本区教育指導課では1月23日、まずは中学校長を対象に臨時の校長会を開催いたしました。そこで改めて全教職員に対して体罰禁止の徹底を周知するとともに、意識の向上を図るよう指導いたしました。さらに東京都教育委員会からの調査依頼を踏まえ、生徒、保護者、教員を対象にアンケートと個別の聞き取りなどの方法で昨年4月からの教員の体罰の実態について調査するとともに、その結果と学校の対応について3月7日までに区に報告するよう依頼したところでございます。小学校については1月30日、小学校長を対象に臨時の校長会を開催しまして同様の依頼を行っております。

報告2の資料を御覧ください。今回の調査の結果をまとめたものです。小学校と中学校のまとめ方が異なっていますのは、東京都からの調査が小学校と中学校それぞれの調査内容が

異なっているからですが、今回、新宿区では小学校についてはふれあい月間の一環として友人からのいじめ、それから教員の不適切な発言など、体罰も含めて気になること全てを相談できるよう調査をいたしました。そして、いじめや教員の不適切な指導があったと認められるもの全てについて、管理職みずからが児童本人、周囲の児童、その保護者などに直接聞き取りを行うなど、丁寧な対応を行ってまいりました。

中学校については、東京都の調査が部活動での指導に重きが置かれており、外部指導員や上級生から受けた暴力行為についても調査対象となっています。小学校同様、問題のあった事例、疑いのあった事例全てについて管理職みずからが聞き取りを行いながら、丁寧に対応しています。

小学校、中学校それぞれについて集計結果と、その概要について御説明をいたします。

小学校については、体罰と認めた事例は、教職員からの聞き取りから1件、児童からの聞き取りから1件ありました。どちらも同一の案件になります。この教諭は児童の頭を平手でポンポンとたたく行為のほか、子どもの聞き取りからは、ばか、ぐず、のろま、死ねなど、著しく児童の人格を傷つける発言を行ったことがわかっています。児童の頭を平手でポンポンとたたく行為そのものは児童に肉体的な苦痛を与えたとは認めがたいものでございますが、日ごろから人権感覚を欠いた言動は常習性があり、児童に対して多大な心理的苦痛を与えるものと判断いたしました。

学校では当該児童らとその保護者に対して、当該教諭及び管理職から謝罪するとともに、当該教諭に対して厳しく指導を行っております。その後の授業においては児童、保護者の不安に配慮しまして、ティーム・ティーチングで対応を行ったところでございます。

教育指導課ではこの教員と校長を呼び、教育指導課として直接調査を行うとともに、厳しく指導を行いました。また、東京都教育委員会にサービス事故として報告をしたところでございます。

続きまして、中学校ですが、計3件の報告がありました。数が少しずれていますが御説明いたしますが、教職員からの聞き取りで判明した事案と、生徒からの聞き取りで判明した2の(2)の上から2段目、3段目、この事案は同一の内容でございます。重複しているということです。1の教職員の聞き取りの調査結果と、(2)の2段目、3段目が同一の案件でございます。

まず、それぞれ説明いたしますが、1件目として2の(2)の一番下の事案を御説明したいと思います。この事案は、生徒が授業中担当教諭からの指導に従わずふざけた態度を繰り返

返したもので、担当教諭がその行為を制し、本人に注意を促すため生徒の頭頂部を拳で1回たたいたものであります。管理職みずから生徒本人、保護者、教員それぞれから聞き取った結果、教員の指導については明らかに不適切ではありますが、生徒の精神的、肉体的苦痛の程度から体罰に当たらないものと判断しています。当該教員に対しては校長から厳しく指導するとともに、当該生徒及び保護者に対しては不適切であった指導について謝罪をしています。教育指導課においても、当該教諭と校長を呼び直接聞き取りを行うとともに、厳しく指導を行っています。

あとの2件については、部活動において上級生が下級生に対して平手で頬をたたいたケースと、外部指導員が生徒の頬をたたいたケースです。どちらも事後指導を丁寧に行っています。特に部活動の外部指導員については校長から厳重に指導するとともに、当該生徒及びその保護者に対して謝罪をしています。

実態把握の結果については以上ですが、この結果については後日、東京都及び国で集計後、公表されることが予定されています。

終わりになりますが、今後の体罰を根絶するための課題と対応について、お話をしておきたいと思います。

いじめだけでなく、教員の不適切な指導についても児童・生徒、保護者がいつでも相談できる体制を整える必要があると考えます。これについては小学校長会、中学校長会と既に検討いたしました。今回の小学校の調査で実施しましたように、毎学期のふれあい月間のアンケート項目に教員の指導についての項目を加えて調査をしていきたいというふうに考えています。また、同時に全保護者に対して、ふれあい月間が実施されることと、その意義と目的などをお知らせしていく、あわせて、子どもが相談できる子ども相談室や教育指導課、また都の教育相談機関、さらに学校のスクールカウンセラーなどを一覧にして、その都度、子どもが相談できる機関を知らせていくことも大切なことだと考えています。そして、相談があった場合には、これまでも行ってまいりましたが、教育指導課が中心となりまして学校に指導を行うとともに、内容によっては直接調査と指導を行っていきたいと考えています。

とにかく、体罰を根絶するためには、その行為だけではなく、教員が使う言葉の問題も含め不適切な指導そのものを根絶していかなければならない、そうした意識を今後も研修会などで一層高めていきたいと考えます。最近行った大手新聞社の世論調査などによりますと、体罰を一部認めてもよいと考えている割合がまだ4割を超えるなど、まだまだ日本には体罰を容認する風潮がございます。保護者も含めて、体罰を許さないことの意義をしっかりと伝

えていく必要があると考えています。

以上で説明を終わります。

○**学校運営課長** それでは、「報告3 平成25年度新宿区立小・中学校児童生徒数について」御報告いたします。

まず、一番上段の表でございます。小学校の状況でございますが、児童数につきましては前年と比べまして合計で126名が増えて、7,899名となっております。学級数でございますが、これは前年と比較して283ということで、前年が281でございますので、2クラス増えてございます。

特徴的なところで御紹介いたしますと、1年ですが、市谷小学校、四谷小学校、落合第四小学校につきましては、35人学級でいくということであれば3学級になるところでございますが、学校の施設上の理由により教室の確保が困難ということで、2学級ということで編成をしたものでございます。それから、落合第一小学校につきましては、1年生は今年度91名ということで、3学級となっております。

また、3年生になりますと40人学級に戻ります。この影響で40人学級に戻った学校といたしましては、愛日小学校が2クラスから1クラス、四谷第六小学校が2クラスから1クラスといった変化がございます。

続きまして、中学校でございます。生徒数は昨年度から41名増の2,840名でございます。クラス数につきましては、2クラス増の88ということでございます。

特徴的なところですが、中学校につきましても今年度から35人学級ができるという規定になったわけでございますけれども、その中で落合第二中学校と新宿中学校につきましては、35人学級ということであれば、落合第二中については4学級できるところを3学級で編成、また、新宿中については3学級できるところを2学級で編成しました。これにつきましてはティーム・ティーチング等、学校の意向によって加配はされますが、クラス数についてはこの学級数とするという選択になったものでございます。

続きまして特別支援学級・学校でございます。まず小学校ですが、1から5の知的障害は、去年は70名でしたが今年は65名ということで、5名減でございます。また、6の余丁町につきましては、今年初めて東京女子医科大学内に病弱の院内学級を設けたところから皆増でございます。7から9は通級学級でございます。黒い網かけ部分は内数でございます。去年がこの3学級で106名に対して今年が101名でございますので、5名減でございます。10の新宿養護でございますが、去年26名のところ今年が20名ということで、6名減となっております。

す。合計で、去年が96名だったところが今年92名ということで、4名減でございます。以上が小学校の部でございます。

特別支援学級・学校の中学校の部でございます。1から3の知的障害ですが、去年の38名に対して今年41名でございますので3名増。4と5の通級学級ですが、去年の21名に対して今年が23名でございますので、2名増。新宿養護でございますが、去年の10名に対して今年が16名ということで、6名増でございます。合計で、去年と比べて9名増になったものでございます。

最後に、日本語学級でございます。大久保小学校でございますが、学級数が入ってございませませんが、これは2学級でございまして、去年の29名に対して今年28名ということで、1名減でございます。中学校でございますが、これは新宿中学校内に今年初めてできる日本語学級でございますが、皆増で15名、学級数は1というものでございます。

以上が報告3でございます。

続きまして、報告4、区立幼稚園園児数になります。幼稚園につきましては、3歳児から申しますと全体が203名、去年と比べて11名の増加でございます。4歳児につきましては301名、去年と比べて21名の増加、5歳児につきましては275名、前年度と比べて14名の減少というところでございます。合計いたしますと去年が761名に対して今年779名でございますので、18名の増加でございます。

幼稚園の傾向につきましては、戸山幼稚園が休園をしたということがもう一つの大きな特徴となっております。

簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○中央図書館長 中央図書館長でございます。

それでは、お手元の報告5でございます。「中央図書館及びこども図書館の移転について」ということでございます。

先の定例会におきまして図書館条例が改正されまして、現在地から旧戸山中学校、住所でいいますと大久保3-1-1に中央図書館が移転するというところでございます。中央図書館が移転することによって特に下落合、中央図書館を中心とした落合地域が図書館の空白区域になります。そういうことの対応も含めて、御報告をさせていただきたいと存じます。

まず、記書きでございますけれども、現在の中央図書館、こども図書館の閉館予定日でございますが、6月15日の土曜日をもって閉館をさせていただきたいと考えてございます。6月14日までは通常どおり開館いたします。事務所を移転する予定日を7月9日、移転後の開

館予定日を7月20日とさせていただきたいと考えてございます。

なお、条例上、この図書館条例の改正は3月22日に公布されていますが、附則で移転先の開館日については5カ月を越えない範囲で規則で定めるということになってございます。したがって、次回の教育委員会には議案として、こちらのほうで御審議を頂戴したいと考えているところでございます。

この休館期間の間ですけれども、6月15日から7月19日までは図書館所蔵の図書館資料は利用できなくなりますが、地域図書館は通常どおり開館をいたします。また、休館期間中でも6月15日から6月30日までの間には臨時窓口を開設させていただきまして、これは現中央図書館の1階ロビーに午前9時から午後6時まで、業務内容としては予約資料の受け渡し、返却本の受け取り、家庭配本サービスの受け付け、その他、利用登録など図書館の利用に関する相談、レファレンスは除かせていただきますけれども、このような対応をとらせていただきたいと思いますと考えてございます。

ところで、7月20日予定に移転先図書館が開館するわけでございますが、その跡地につきましては、後ほど御報告をいたしますけれども、地域図書館を整備することが決まっております。この地域図書館が開設するまでの間、図書館空白区域を解消するために、次の対応をとらせていただきたいと思いますと考えてございます。

まず1番目に、戸塚特別出張所、落合第一特別出張所に臨時の図書の返却ボックスを設置いたしまして利用者の利便性の向上、サービス水準の維持に努めていくということでございます。それから、子どもに対しては、特に読書環境が大変重要でございますので、近隣校への団体貸出を充実させます。また、新たに、近隣の児童館などでお話し会や読み聞かせを実施していくということによりまして、児童の読書環境の維持に努めてまいりたいと考えてございます。

大人の健常な方は新たに移転先の図書館に通っていただくことになるわけでございますけれども、とりわけ障害、病気、けが、御高齢などで図書館への来館が困難な方には、現在、家庭配本サービスというのを行ってございますので、このPRを積極的に行って、図書館の利用環境を維持していきたいと考えているところでございます。

中央図書館移転後の跡地には区立図書館がなくなりますことから、地域図書館を整備してまいります。利用者への周知でございますけれども、「しんじゅくの教育」4月15日号、「広報しんじゅく」4月25日号、その他といたしまして館内掲示ポスター、ホームページ等々で広く周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が、まず報告5でございます。

続きまして、報告6でございます、「平成24年度施設活用検討会報告書 第二次報告」でございます。この第一次報告につきましては、昨年の12月7日の当該教育委員会の第12回定例会で第一次報告につきましては御報告をしておりますので、今回はそれから先の部分につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、「施設活用検討会」の設置及び目的が1に記載してございます。それから、2番といたしまして、施設等の活用方針及び検討組織として、(1)に施設活用検討会での全体の活用方針が記載してございます。

次に2ページ、24年度につきましては検討組織と対象施設としては(2)のAとして中央図書館移転後の活用検討分科会、対象施設としては中央図書館(西部工事事務所及び西部公園事務所)でございます。もう一つ検討分科会がございまして、イとして早稲田南町地区施設活用検討分科会というのがございます。それからウとして大久保特別出張所活用検討分科会と、この検討委員会のもとにこの3つの分科会で検討を重ねてまいりました。

3番でございますけれども、これは二次報告ということでございますので、その後の分科会の検討結果の概要ということで、中央図書館に関係するところにつきまして御報告をさせていただきたいと存じます。

まず、3の分科会検討結果の概要にありますように、このアの中央図書館移転後の活用検討分科会で検討結果についての報告があったと、このように記載してございます。この報告につきましては、4ページの次に、この分科会の報告の資料を添付してございます。

5ページの右の上を書いてございますように、2月14日に分科会で報告をとりまとめました。中央図書館移転後の跡地につきましては、1番の計画地の概要ですけれども、現中央図書館のほかに西部公園事務所、工事事務所も入ってございますけれども、下落合一丁目9番8号、敷地面積が2,563.11平米、用途地域につきましては新目白通りから30メートル以内が準工業地域、容積率400%、建ぺい率60%、30メートル高度地区、防火地域、日影規制なし、第2種中高層階住居専用地区。また、新目白通りから30メートルを超えた部分につきましては、同じく準工業地域ですが容積率が300%、建ぺい率が60%、30メートルの第3種高度地区、準防火地域、日影規制ありでございます。

これらの建築条件を勘案いたしまして、活用方針として、次の2を御覧ください。(1)でございますが、現中央図書館は40年もの長きにわたって多くの方に利用されていたこと、近隣に地域図書館がないことなど、近隣住民から強い要望がある状況を踏まえて地域図書館

を整備する。なお、第二次実行計画、これは区の実行計画でございますが、落合地域において中央図書館の跡地に地域図書館を整備することとしているということでございます。

なお、この跡地につきましては、ほかに（２）の介護保険施設及び保育施設を一体整備するという、（３）西部工事事務所、西部公園事務所を整備する、（４）として防災備蓄倉庫を整備するものでございます。

次のページをおめくりください。第一次報告以降、地元の地域説明会に私どものほうで、町会連合会や地区協議会、あるいは地域説明会をここに記載のとおり開催してまいりました。

（２）の中央図書館に関しての主な質問と区の見解を御覧ください。その中で、開館するまでの対応ということで、図書館が開館するまで近隣の地域センター、特別出張所などで何らかの対応ができないかというようなことでございます。私どもの見解といたしましては新たに貸出、返却、閲覧の対応窓口を設けるためには、一時的であったにしても二、三カ年にわたりますが、図書館システムの増設、職員の配置などに多くの経費を必要といたします。したがって、返却ボックスの設置など実施可能なサービスを検討する。また、先ほども申し上げましたが、障害や病気などで図書館に来館することが困難な方に対する家庭配本サービスの周知を行っていく。また、近隣の子どもたちの読書環境を確保するため近隣校への団体貸出を充実する。それから、こども図書館で行われてきたおすすめ本の紹介、読み聞かせ、お話し会、読書相談については、幼稚園や小学校・中学校のほかに、児童館等に出向いて実施していくことを検討しているというお答えをさせていただいております。

7ページを御覧ください。図書館の開館時間ということで、中央図書館は現在、この質問では夜10時までとなつてございますけれども、その開館時間を地域図書館でも継続してほしいという御要望でございます。四谷、大久保、角筈の地域図書館は地域センターと複合ということで、日曜祝日を除いて午後9時45分まで開館しています。住宅街にある地域図書館は平日午後7時までの開館ということで、今後、地域需要を踏まえて開館時間の検討を進めていくとお答えさせていただいております。

次に、地域図書館の規模でございますが、現在の中央図書館は閲覧室、こども図書館がある。蔵書の確保もお願いしたい、また喫茶室もつくってほしいということでございますが、建築条件から考えまして、介護保険施設も含めて全体として延床面積5,000平米という建築条件になり、その中で地域図書館の規模を考えていくということになりますので、今と全く同じような面積は確保できないということでございます。その中で、どのような機能を持たせていくかにつきましては、今後、利用者や区民の意見を踏まえて検討してまいります。

次に、指定管理者についてですが、指定管理者の募集はどのようなスケジュールで行われるのかということでございます。中央図書館は区が直接運営していくが、地域図書館については指定管理者制度を活用していくという基本方針がございますので、28年度開設に向けて27年度に指定管理者を公募していきたいと考えてございます。

また、指定管理者の選定方法について、数字や指標だけで客観的に評価するだけでなく、地域みなさんに愛される使い勝手のよい図書館を目指してほしい、そのためにスタッフの資質が大切だということで、指定管理者の選定の際には公開プレゼンをぜひやってほしいということでございます。指定管理者の資質も大変重要でございますので、選定に際しては公開プレゼンテーションを実施していく予定で考えてございます。

8 ページの介護保険施設その他の施設についての質問と見解は割愛させていただきます。

9 ページの3 でございますが、これらの質疑がございましたが、活用方針案については了解が得られたということで、今後の対応として、施設活用検討会に報告するとともに、最終的な活用方針として決定していくということでございます。

また、資料の2 ページに戻りまして、今申し上げたことがこの分科会の検討結果の概要として書いてございまして、4 ページの4、活用検討会での審議結果につきましては、中央図書館移転後の活用方針の原案を活用方針として決定する、このように決定されたというところでございます。

以上が報告6 でございます。

次に、報告7、「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について、御報告をさせていただきます。

子どもの読書活動につきましては一次、二次、三次と推進計画をつくりまして、教育委員会、また、区全体でもさまざまな取り組みをおこなってまいりまして、去る3月26日にこの推進会議が開催されまして、数値目標の平成24年度の進捗状況を報告させていただきました。

この第三次新宿区子ども読書活動推進計画は、平成24年3月に策定しているわけですが、読書活動について5つの数値目標を定めております。これは計画の取り組みの成果を数値として客観的に評価するという趣旨でございまして、そのことにつきまして御報告をさせていただきます。

まず、指標1 でございます。区立図書館の子どもの延べ利用人数の増加につきましては、24年1月末に比較いたしまして、25年1月末には小学生以下が2.3%増で9,806人、2,210人の増でございます。中学生につきましては0.6%のやや微減でございますが、12,595人の結

果ということで、ほぼ横ばいと言えようかと存じます。また、合計値につきましては11万601人ということで2,139人、2.0%の増という結果になってございます。目標値にはまだ届いておりませんが、今後も力を入れて目標達成に努めていきたいと考えております。

次に、指標の2番目で、区立図書館における団体貸出冊数の増加でございます。こちらにつきましては24年の1月末の基準値から25年1月末を比較いたしまして3,665冊、8.6%の増となりまして、4万6,409冊でございます。

次に、指標の3番目で、区立小・中学校の児童・生徒の不読者率の減少でございます。これは数値が減少していることがいい方向でございますが、小学生につきましては基準値24年1月末に比較いたしまして0.2%増、また、中学生につきましては19.1%と、マイナス4.7%の減ということになってございます。中学生につきましては不読者率が4.7ポイント減少しているということでございます。

次に、指標の4番目で、1カ月間に学校図書館で本を読んだり借りたりした児童・生徒の増加割合でございます。こちらにつきましては、小学生につきましては61%という結果で、75%に比べまして減少してございます。それから、中学生につきましては24%ということで、基準値の24年1月末に比べまして3%の減ということになってございます。

また、次に、読書が好きな児童・生徒の割合の増加ということで、25年1月末の現在値が83%ということで、基準値から3%減と、それから中学生につきましては74%ということで、3%の減となっております。

これらの減の要因につきましては教育委員会としてもさらに検証して、今後解決すべき課題としてしっかりと分析をさせていただいて取り組んでまいりたいと考えております。

御報告は以上でございます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○菊池委員長 では、報告1の質疑は終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○松尾委員 先ほどの御説明で、中学校の具体的な事例についてお話をいただいて、不適切な指導であったということでありましたけれども、話を聞いて、1人の生徒の態度が非常に悪かったということで、それを制しようということで不適切な指導を行ったというわけでありました。素朴に考えまして、では、そのときどのように指導すればよかったのかということ

が大変気になるところです。不適切な指導、あるいは体罰を根絶していくというのは、目標はそうかもしれませんが、単純に体罰をやめればそれで指導がうまくいくというわけでは決してないと思いますので、そのあたり、現場の立場に立ってどのようにしていくべきなのかという点について見解がございましたら、いただきたいと思いますが。

○教育指導課長 非常に難しい問題だと思います。ただ、今回その体罰の定義そのものが随分論議されて、マスコミ等でも論議されているわけですが、体罰についてどのように文部科学省が定めているかということについて、少しだけまず確認をしておきたいと思います。

まず、学校教育法第11条に明確に、体罰を加えることはできないと禁止されているわけですが、この体罰については文部科学省初等中等教育局長の通知で、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」という通知があるのですが、この中で体罰を次のように示しています。少し読みますと、「児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」と、さらに「身体に対する侵害を内容とする懲戒、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒に当たると判断された場合は、体罰に該当する」。

この場合、委員の直接的な質問の回答にはなりません。まず、確かに、適切ではなかったと思われ。まず、体罰として判断しなかった理由については、ここの肉体的苦痛を与えるような懲戒であったかどうかということで、その1点で今回、判断をしたわけです。さらに、この文部科学省の通知では、「個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である」と、さらに「児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」と、少しわかりづらいのですが、有形力のものを与えたとしても、それが全てではないという言い方をしています。

この場合というわけではないのですが、例えば子どもが危険な状況にある、子どもたちがけんかをしているとか、そういったところに間に入ることがあります。その際に行われるよ

うな多少力の加わった行為そのものは体罰としては認められないというようなこともありますから、まず、どんな場合においても有形力の行為そのものが体罰に当たるか、また不適切であるかどうかということについては一概に言えないということになります。

さらに、今回の場合こういった行為が適しているのかということは、やはり非常に難しいのですが、この教員は実は非常に信頼をされている教員だということに聞いています。この子どもも、日ごろはこういった子どもではないということなのです。中身について具体的にお話しすると個別の個人情報にも当たりますので、ここでは避けさせていただきますが、ある程度危険な行為が伴った場合、そのタイミングにおいて何らかの行為を、多少力の入った行動を行って子どもの命を守るとか危険を守るといったことについては許される行為であるというふうに考えます。

具体的にこの場合についてお話しするというのはなかなか難しいのですが、やはり基本は説諭とか、そういった行動で子どもを諭していくといったことが望ましいことだと思いますし、子ども自身は信頼のおける教員の言葉こそしっかり聞いていくと、信頼のおけない教員の言葉についてはなかなか聞くことができないという、そういった傾向もあるわけですから、日ごろからの信頼ということが非常に重要になってくるといったところになると思います。

○松尾委員 この場合、例えば教員がその授業時間内に説論を行うというわけですが、それで、もしそれに時間を要する場合には、その間授業がストップするといったような問題があるわけですから、その授業をなるべくとめずに問題を解決していく必要があると思うわけですが、そのためには教員1名では難しいかなと思います。そういった場合に緊急避難的に応援を頼むとか、そういうことも必要になってこようかと思うので、そうなると、その教員一人に責任を負わせるのではなくて、学校全体の支援体制というものがすごく大切になってくるのではないかと思いますので、そのあたりも含めて、なるべくいい方向になっていくように努力していただくようお願い申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○菊池委員長 ほかに御質問、御意見ございますか。

○今野委員 先ほどの御説明で、学校内でさまざまに指導がなされていて、充実した指導体制になっていると思いましたがけれども、1つ御質問は、この中学校の(2)の生徒のところで、部活中に外部の指導者からこのようなことがあったということですが、多分一時的に外から入ってくるような人でしょうけれども、こういう人に対しての体罰その他、適切な指導についての指導はどのようになっているのか、少しお伺いしたいと思います。

○教育指導課長 今回、体罰の根絶に向けた臨時の校長会等を開催しておりますので、そこでの論議の中からお答えしたいと思います。今回、部活動について注目され、特に中学校については、日ごろから外部指導員に対して注意を行っておりますが、今回改めて厳しく注意をしたところでございます。ただ、委員が御指摘するとおり、部活動の性質が、教育課程外のどちらかというボランティア的な活動であるがゆえに、外部の指導者を学校が相当入れて部活を維持しているということになります。そうしますと、どうしてもボランティア的な立場で支援を行っていることから威圧的になる要因は十分考えられる。今回、この部分についてはやはり課題であるというように捉えています。

部活の維持そのものためのあり方、それとあわせて、そうはいっても子どもの指導にあたる立場としての外部指導員のあり方については、改めて教育委員会としても学校に指導していく必要があるというふうに考えています。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

○今野委員 はい。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

○白井委員 御報告のありました小学校の事例ですけれども、有形力の行使というよりは、やはり言葉のほうの部分がかなりひどいと感じているのですが、今年度という限定での調査だったと伺っているのですが、これは一過性のものでしょうか。過去において継続的になされていたというようなことはなかったのでしょうか。

○教育指導課長 教育指導課長でございます。

実はこの件については、言葉の問題について校長がたびたび指導を加えていたケースでございます。そういったこともあって、今回の調査で改めて子どもたちの心理的苦痛が明らかになった。ですから、有形力の体罰であったかということについては、その頭をポンポンとたたくことによる、その行為そのものはさほど強い力ではなかったということが今回も想像されたわけですが、その対象となっているお子さんが小学校2年生から5年生までと、たくさんのお子さんに該当していた。それから、特に2年生のお子さんにとっては小さな力であっても心理的苦痛を与えるには十分であり、度重なっていたということもあって、やはりこれは体罰として判断をすることが望ましいというふうに教育委員会では考えました。

以上でございます。

○白井委員 やはり、こういう言葉の部分というのは、言われている本人だけではなく、それを聞いている周りの子どももすごく傷つくというところがあると思うので、引き続き教育委

員会としての指導もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○菊池委員長 言葉の問題についても、それでよろしいですか。

○教育指導課長 教育指導課長でございます。

言葉の問題も含めて、有形力の暴力だけではなく、子どもに対する心的苦痛を与えるような言葉については、今後も学校教育にとって人権感覚を磨いていくということが非常に重要であると考えています。機会あるごとに、学校に対して、教員に対して指導していきたいと考えています。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 なければ、報告2の質疑は終了します。

次に、報告3について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○松尾委員 中学校の、落合第二中学校と新宿西戸山中学校で生徒数が多いけれども、クラスを3クラスにしたというお話でしたが、それはどのような利点があるのでしょうか。

○学校運営課長 学校運営課長です。

中学校については、落合第二中学校と新宿中学校でございます。これにつきましては、今年から中学1年について35人学級を編成することができるということが東京都のほうから示されてございます。

どうするかということでございますが、東京都のほうから選択メニューとして、35人学級として学級数を増やすか、あるいはティーム・ティーチング、あるいは少人数指導を行うということにするか選択をなさいたいということになってございまして、学校のほうで検討された結果、ティーム・ティーチングを選ばれたということでございます。

○松尾委員 わかりました。

○羽原委員 こういう資料については、4月1日付の資料だから委員会までに日が余らないということはわかるけれども、点検する時間、少し自分なりに計算してみたりという作業ができなくて「はい、いいですか」というやり方は余り芳しくないもので、これからはなるべく資料は早目をお願いします。こういう資料は特に、数字を少しいじってみないと納得できる部分とできない部分があるので、それだけ要望しておきます。

○菊池委員長 学校運営課長、よろしいですか。

○学校運営課長 この4月1日の数字につきましては、確かにこの1日の数字で学級編成が決まるというものでございまして、我々のほうとしましても学校等に確認作業を行いながら慎

重に進めてきたところでございます。一方、羽原委員の御指摘につきましてももっともであるというふうに考えてございますので、今後努力してまいりたいと考えてございます。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

では、私から。小学校は総数126人増ですが、普通学級の充足は大丈夫でしょうか。今のところ、人数が増えて35人でいく場合に学級数を危惧するような部分はございませんでしょうか。

○学校運営課長 確かに余裕があるというふうには申し上げられない状態でございます。したがって現有的施設の状況の中でこういった工夫ができるのか、それを今後も検討を重ねながら学校運営の維持に努めてまいりたいと考えてございますが、本年度はこの体制で運営できるというふうに考えてございます。

○羽原委員 先ほど、何を作業かといったかということについてですが、2クラス、3クラスになったところが1学級何人ぐらいの構成であるか、新宿区トータルで見るとどの程度か、また、15人以下のクラスが幾つあって、20人台が何クラスあってといった、つまり小規模学級がよろしいという意見に対して必ずしも小規模学級だけで教育が充実できるか、例えばサークル活動とかスポーツとか、そういうものができるのかと、そういう判断を下していくときに、この表を瞬間的に見てわからない。つまり、教育の中身に入って触れるべきところが、こういう資料を土壇場で配っても余りわからない。ここですぐ質問といってもなかなかそうはいかないんです。プロじゃないから、頭にもともと入っている数字ではないから、中身に十分な検討を加えられるような時間は与えるべきだという意味です。先ほどの返事でいいですけれども、何を知りたいかという意味を申し上げましたので、これでいいです。

○菊池委員長 よろしくお願ひします。

ほかに御意見、御質問ございませんか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 なければ、報告3についての質疑は終了します。

続きまして、報告4について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

いかがでしょうか。

○松尾委員 この幼稚園の3歳児のところを見ますと定員17で、園児数はほとんど全て17となっておりますけれども、これは希望しても入園できなかった方がいらっしゃるのでしょうか。

○学校運営課長 これにつきましては、1月15日で編成をした時点での数字でございますけれども、補欠登録者数として66名の方がいらっしゃいます。

○松尾委員 その補欠の方は、その後入れた方もいらっしゃるかも知れませんが、近隣の私立の幼稚園等におおむね行かれるということですか。

○学校運営課長 学校運営課長でございます。

お入りになれなかった方につきましては、細かい資料はございませんが、近隣の私立の幼稚園等、就学前の施設にお入りになった、あるいは自宅にいらっしゃる、そのように認識してございます。

○今野委員 小学校の場合には当然、希望者がいればクラスが増えるということになりますけれども、幼稚園の場合には義務ではないから、最初に決めた定員以外は入れないというような計画ですが、何というか、よろしいのでしょうか。

○菊池委員長 その辺いかがでしょうか。

○学校運営課長 この3歳児17人、4歳児、5歳児30人という定員につきましては、区で運営の中で決めているところでございます。したがって、この定員の増減を検討することにつきましては、必要に応じて検討はなされるべきであるというふうに考えますが、私どもは現時点ではこの定員が適切なものであるというふうに考えてございます。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 趨勢から、行政的には適当かもしれないけれども、ニーズからすれば適当という言葉は妥当ではないと思います。

それから、3歳児を受け入れないところがある。幼稚園としては3、4、5歳児の3年保育というほうが望ましいと思うが、いろいろな事情があってできない。ただ、戸山でしたか、休園になった。つまり、人が減ると休園に追い込まれるような状況がどうしてもあると思います。適切という言葉に関連するけれども、それは一生懸命廃園にしようということではないけれども、結果的に行政の判断で、減らしていこう、休園させていこうという考え方を持つと、休園、廃園ができないことじゃないなというような印象はあります。

それで僕が言いたいのは、新宿区の方針の、子ども園化をすることによってそういう乳幼児の環境を整えようというときに、幼稚園をなくしていく、休園していくということが前提ではなくて、福祉の畑と教育の畑、あるいは保育園、幼稚園、子ども園、そういうものをもっと総合化したような対応を、そういう方針は出ているわけですが、本当にこういう小さい矛盾、適切じゃない矛盾を抱え込むような大きい総合的な施策を、教育委員会が云々ではなくて、区の行政全体が一体化するような形で大きいプランをつくってもらいたいと思います。

毎回言っているようで恐縮ですが、ぜひそのところを、善処しますという返事は要りま

せんが、その姿勢だけは酌み取って、ここでは聞き役だけれども、区の会議では教育委員会から外へ積極的な発言を、総合的な発言をしていただきたいという要望をしておきます。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

○次長 お答えは要らないという話ですけれども、若干触れさせていただきます。

まず、先ほど今野委員のご質問にございました区立幼稚園の件でございますが、小学校の場合は当然、通学区域があって、そこにいる方々については無条件で受け入れますが、御指摘のとおりとりわけ幼稚園については、義務教育ではないというようなことで、そういった通園区域、エリアがないということで、どこからでも入れるということがございます。

一方で、3歳児の問題は今、確かに問題になってございまして、前回の定例会でもさまざまな方から御意見を賜っております。羽原委員のご意見で一体的、全体的な検討が必要だということがございますけれども、この辺につきましては前回も御答弁申し上げておりますが、今回、子ども・子育て関連三法の絡みで、子ども家庭部と教育委員会が一体となって検討するというようになっておりますので、このような3歳児の問題も含めて総合的に検討していきたい、その際は教育委員会として言うべきことは言っていきたいと考えております。

○松尾委員 4歳児あるいは5歳児のところを見ても、定員が30名ですけれども、園児数が3歳児の定員17名に満たないところがたくさん見られます。10名とか、11名とか、そういった少ない数字があります。これは、例えば4歳児であれば、昨年4月時点の3歳児は人数がどのくらいであったのか、つまり、3歳児が定員いっぱい入っているのは今年が多くて去年はそれほどでもなかったということか、あるいは、もしかすると昨年4月段階で3歳児は17名いたけれども、その後、転出等されて人数が減ったのか、そのあたりの事情を知りたい。

3歳児と4歳児を比較しますと、定員は17から30に増えていますが、それを埋めるほどの4歳児からの加入は、全体的な傾向として余り見られないように思われます。一部増えているところもちろんございますけれども、全体的な傾向としてはそういうことが読み取れると思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○学校運営課長 3歳児の部分につきましては、具体的に申しますと、落合第四幼稚園が昨年度は8名でございました。今年はその学級が4歳に上がりますので10名というような形で、少ない数になってございますが、若干増えているということがございます。それから、淀橋第四幼稚園が、昨年は3歳児が14名でございました。これが4歳児になって18名に増えたといったところでございます。

また、委員が御指摘のように、例えば14名とか12名になっております四谷第六あるいは花園あたりにつきましては、昨年、3歳児は17名いたわけですが、4歳児になって14名や12名になっていくといったところで、委員御指摘の傾向はそういったところには見えるというふうに考えてございます。

○松尾委員 両方のケースがあるということになりますね。そうしますと、区全体でこういう傾向があるというわけではなくて、地域的にいろいろであるということですか。わかりました、ありがとうございます。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 なければ、報告4の質疑を終了いたします。

次に、報告5について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○松尾委員 事務所移転予定日が7月9日となっておりますけれども、事務所移転後の現在の建物は、すぐに何らかの措置が行われると思ってよろしいのですか。

○中央図書館長 御答弁の前に、先ほどの報告資料5でございますが、裏面の8番の利用者への周知について、(1)「しんじゅくの教育」の発行日が4月15日と記載してございますが、これは25日の誤りでございました。また、「広報しんじゅく」が4月25日となっておりますが、4月15日の誤りでございました。大変申しわけございませんでした。御訂正のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

事務所とともに、図書館システムというのがございまして、それらも含めて移転をするということでございます。ただ、職員のほうはこちらの下にありますように、事務所の移転とともに移転先で開設準備に当たっていくわけでございますので、その間については閉鎖管理をさせていただくということになってございます。直ちに解体工事に入るということではございません。

○松尾委員 すみません、質問が前後してしまったのですが、閉館予定日が6月15日となっておりますが、6月15日閉館してから事務所移転までの間には何かスケジュールがございしますか。つまり、まだ使える状態であるのに閉館されているというと、少し不都合な感じがすると思いますので、その閉館から事務所移転までの間も恐らくいろいろな作業等が行われると思うので、そのあたりを御説明願えますか。

○中央図書館長 中央図書館長です。

閉館までは通常開館をしてございます。閉館の後、直ちに書架から本を運搬しなければい

けませんが、かなりの蔵書数でございます。そういうことと、什器類、備品類も極力新たに購入するというのではなくて、経費を節減して現在のものを使うということで、そういった移転運搬準備にどうしてもこれだけの日取りがかかってしまいます。これでもかなりタイトなスケジュールでございますが、御指摘の点につきましては御不便をおかけしないように臨時窓口のほうで対応したいと思っております。

○松尾委員 わかりました。

6番の地域図書館開設までの間の対応ということですが、(2)番で近隣校への団体貸出を充実させますとあります。この充実させるというのは、具体的にはどのようなことを指すのでしょうか。

また、(3)番で家庭配本サービスのさらなる周知ということですが、ここの説明ですと障害、病気、けが、高齢などで図書館への来館が困難な方のためということになっておりますが、この場合、地域図書館開設までの間の対応ということになりますから、遠方であるので他の地域の図書館には行きづらいというのが理由として新たに入ってくるように思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○中央図書館長 まず、最初の1点目のお尋ねの近隣校への団体貸出の充実の中身でございますけれども、今検討してございますのが、この図書館の誘致距離といいますか、半径800メートルに学区域を有する小・中学校、幼稚園。幼稚園は学区域というのはありませんが、団体貸出サービスの冊数を充実させて貸し出す。今、規則では一般の団体貸出には100冊、1カ月ということになってございますけれども、それを館長が特に必要と認めた場合ということで冊数を多く増やして、貸出期間等につきましても延長するなりの方策をとって充実させていくという中身でございます。

それから、2点目の家庭配本サービスでございますが、こちらは職員が行う場合のほか、図書館ボランティアがこのサービスの一翼も担っていただいております。これは今でも行われておりますけれども、よりきめ細やかに周知を図っていく、例えば高齢者団体であるとか、そういったところに周知を図っていくことで、今まで知らなかったという方もいらっしゃると思いますので、この配本サービスをより活用していきたいということでございます。

○菊池委員長 よろしいですか。

○松尾委員 これまでは障害、病気、けが、高齢などで来館が困難な方について周知を行っていくのが一般的なことだと思いますが、ここでは地域図書館開設までの間の対応ということですから、その間の特殊事情に対してどう対応するかということになるかと思えます。つ

まり、今までは近ければ高齢だけでも来館できた、したがってこのサービスは必要なかったという方がいらっしやって、移転のために遠方になり、それによって来館が困難になったというので、これからはそのサービスを利用していいですよということを周知していきたいということですか。

○中央図書館長 そういうことで情報を流すということですので、障害をお持ちの方でも、例えば今の中央図書館のすぐお隣に住んでいらっしやる方は車椅子でも来館できるわけですので、遠くなるということでありまして、この家庭配本サービスの対象にもなってくるということですので。

○松尾委員 わかりました。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 なければ、報告5の質疑は終了します。

次に報告6について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 中央図書館と地域図書館の関係ですが、7ページの床面積5,000平米というのは、図書館がどのぐらいになるのですか。

○中央図書館長 現在の中央図書館の建物の中に土木部の施設も入っているのですが、全体で延べ床が5,197平米でございます。そのうち中央図書館が4,674、こども図書館が523平米でございます。

ただし、施設の規模は同規模のものができるわけですが、その他にも介護保険施設や認可保育所が入ってまいりますので、地域図書館としての面積規模につきましてはそれを全部使えるということではないので、その辺については今後調整ということでございます。

○羽原委員 まだ計画がないということですか。

○中央図書館長 はい、これから利用者の声なども聞きながら、今年度、基本設計に向けて計画を関連部署も含めて検討していくことになってございます。

ただ、まだ確定ではございませんけれども、今伺っている範囲では、地域図書館として1,000か1,100平米ぐらいというような面積割合になるかというようなことは伺っています。

○羽原委員 ほかの地域図書館は、館によって相当違うけれども、大体どのぐらいの平米ですか。例えば鶴巻とか。

○中央図書館長 中央図書館長です。

大小あるのですが、一番小さいところが中町図書館で、515平米です。中央図書館を除き

まして一番大きいところが四谷図書館で、2,399平米です。1,000から1,100平米というと、戸山図書館が1,121平米ぐらいでございまして、大体、戸山図書館ぐらいの規模というようになことが想定されるというふうに考えてございます。

○**教育長** 図書館の面積は「しんじゅくの教育」の125ページに載っています。例えば鶴巻は654平米です。

○**菊池委員長** 展望としては、大体いつごろ、どうなるのですか。

○**中央図書館長** 今年度、基本設計を発注し、28年度の開設を目途にしております。

○**菊池委員長** 今より大分小さくなるということでしょうか。

○**中央図書館長** はい、現在の中央図書館の規模ではなくて、地域図書館でございますので、地域図書館の規模としては平均値よりも上回る面積は確保できると考えてございます。

○**菊池委員長** わかりました。

○**今野委員** 先ほどの御説明では、地域図書館は指定管理者で、中央図書館は直接の運営でやるということですがけれども、最近は大きな図書館でも随分指定管理が増えてきているようで、たまたまテレビを見ていましたら佐賀県の武雄市で、ツタヤが入り、開館時間も非常に増えているし、年間の休みもゼロにするし、蔵書も増やす。そのかわり図書館のカードはツタヤのカードで消費者のデータをとれるということで、プラスマイナスがあるなと思いましたがけれども、新宿区の場合には基本的にはどのような考え方をしているのでしょうか。

○**中央図書館長** 中央図書館長です。

指定管理者制度は民間のノウハウを活用することによって、より一層の区民サービスの充実につなげていくというのがまずベースにあると考えてございます。そういう意味では単に経費のかかる、かからないということだけで審査をするのではなくて、条例の中にも指定管理の審査基準というのがございまして、公平な利用の確保であるとか、施設の効用を高める提案であるとかというようなことの着眼点で審査委員会、選定委員会を構成させていただきます。選定委員としては外部の有識者や公募区民の方なども含め、きちんと選定をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○**今野委員** 地域図書館はやるけれども、中央図書館はやらないという点は。

○**中央図書館長** 中央図書館は、中心的な機能ということで、相当な蔵書数や視聴覚資料、また、司書なども含めて直営で公立図書館としてしっかりと運営していこうということがございます。地域図書館につきましては、やはり地域に密着したサービスが必要ということなので、より指定管理制度がなじむだろう、そのような仕分けでいこうということがございます。

○白井委員 今、今野委員が言ったように、私も武雄市の図書館の部分というのは新しい図書館のあり方として大変興味を持って拝見していきまして、中央図書館については、数年前にいろんな構想を教育委員会でもやったと思うのですが、そのときと随分時代が変わってきて、あの当時、電子書籍のことは話題にはなっていましたが、ここまで普及するというのは未知数でした。それが今、電子書籍は時代的にもかなり趨勢を占めてきている。そういう中で中央図書館のあり方というのも、もう一步、立ちどまって考えてみるというのもまず一つではないかなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○中央図書館長 中央図書館長です。

新中央図書館につきましては、平成22年11月に、今回の移転先の旧戸山中学校で、新宿の知の拠点を目指してということで、新宿区と教育委員会とで基本計画をおまとめいただきました。今度、移転先の図書館においては極力この方向に沿って、できることはやっていきたいというふうに考えてございます。

そういうことで、方向性としては、まずベースになるのがこの22年11月に策定されました新中央図書館等基本計画の中に盛り込まれている、メディアセンターでありますとか、急速な高度情報化の進展にも対応できる環境を検討していくということになってございますので、電子書籍などにつきましても引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

○白井委員 報告6のほうに戻りますと、私はこの跡地利用に関しては大変いいかたちの計画だなというふうに思っています。地域図書館という部分を残しながら、ほかの様々な地域の需要の部分で介護施設なり待機児童を解消するための保育所施設が入り、その中に図書館があることによって人がいろいろと集まってくる。そういう意味でも、いい計画だなというふうに思っております。

○今野委員 報告書の6ページで、地域の説明会でこういうことをやりました、地域のお話を聞きましたということですがけれども、残念なことに、それぞれの町会連合会のことなのでしょうけれども、出席者が8名とか22名とか。私も落合第一地区のどこかに属していると思うのですが、こういう機会があるというのは全然知りませんでした。本来だったら、もっと多くの人に来て、それによって意見を言う、言わないにかかわらず、新しい施設が市民に浸透していくということもあると思うので、もっと多くの人に参加して、事柄が周知できるような機会になるといいと思いました。

○中央図書館長 中央図書館長です。

図書館というのは最も身近な行政サービスだというふうに私は考えてございまして、先ほ

ど白井委員のほうからもありましたように、よりよいものをつくるためには区民ニーズに合ったものでなければいけませんので、基本計画をつくる際には、なるべく多くの利用者や区民の方の御意見を反映できる機会づくりを行って、それらを集約するような形で基本計画、基本設計のほうに移っていくというようなプロセスを踏んでいきたいというふうに考えてございます。

○羽原委員 確認ですが、中央図書館の答申は、確か、建設を先延ばしする前のものでした。そうすると、今の図書館利用というのは相当変わって、例えば今、白井委員のおっしゃった電子書籍にしても、あればいいということではなく、この二、三年間に相当変化があったと思います。僕は直轄がいい、ツタヤではないほうがいいという立場ですけれども、それはそれとして、つまり、もう一度あの答申をたたき直して臨まなければいけないのではないかなというおぼろげの印象を持っているのですが、いかがですか。

○中央図書館長 中央図書館長です。

こちらにつきましては、教育長の諮問機関の図書館運営協議会というのがございまして、学識経験者の方も含めまして23年度、24年度と、この計画が出た後、それをどういうふうに具体化していくかということについての御議論を頂戴してございます。具体化については、基本計画では細かいところまで書き込んでいるわけではございませんので、25年度からの期の図書館運営協議会におきましても、先ほど電子書籍の御指摘もございましたが、著作権法との兼ね合いなどもありまして、なるべくIT環境の中で電子書籍も導入したいのですが、現在使える電子書籍が限られているというような状況がございまして、そういった部分についてすぐに具体化できるものとか、まだ時間のかかるものとか、そういうところも研究をさせていただきながら、時代にそぐう図書館を目指していきたいというふうに思っております。

○羽原委員 例えば国会図書館などは、前よりは対応は速やかになりましたが、例えばコピーは、共著のような何人かで書いているものだと、その都度、半分までという制限がある。また、40ページを欲しいというと1回20ページまでとか、41ページだと3回行かなくてはならないというような不都合なところがあって、利用者向けではないという環境もあります。つまり、切羽詰まった状態のときには答申自体を運用で対応すればいいのか、基本的なコンセプトから3年ぐらいのスパンがあるとすれば、もう少し基本計画をいじる必要が出てくるのではないかと考えるのですが。運用というのはコンセプトに基づくから、どうしても時代遅れの部分が出てくるのではないかなという印象がある。だから、答申に基づくということではないほうがいいのかとは、そういう印象を持っていますが。

○中央図書館長 中央図書館長です。

こちらの答申といいますか、新宿区と新宿区教育委員会とで決定をした基本計画でございますが、これがベースだというふうに私ども考えてございまして、ただ、この中身について、どう具体的にさらに高めていくことができるかというところを、これからもっと詰めていかなければいけない。先ほど羽原委員のおっしゃられたように、コピーの件であるとか、例えば今、商用データベースなどを活用して、コピーして打ち出すようなサービスなどもやっているのですが、そのような方向がどこまで可能なのかということについて、この計画にはまだ具体的に細かいところまでは盛り込まれていません。なので、計画の方向に沿ったかたちで、より時代にマッチした中身を今後さらに検討させていただいて、新中央図書館ではありませんけれども、移転先の図書館においても実現できるものについては実現していきたいと、このように考えているところでございます。

○松尾委員 新中央図書館についての議論があったときに、当時の会議で、そういう電子書籍等の技術革新というものに対応していく必要があるだろうという意見も出ておりましたし、それに対して私のほうからは、図書館というのは非常に長いスパンで使われるものなので、例えば現在使われているポピュラーなものが、あるいは技術革新で今最新だと思っていたものが、さらに10年たつとまた新しいものになってしまうということも、起こるか起こらないかわかりませんが、可能性は十分にある。ですから、新中央図書館、その図書館を建設するに当たっては、そういった将来の変化に対応し得るフレキシブルなものにしていくのがよいのではないかなというふうな、そういう趣旨のことを発言させていただいた記憶があります。それがどのように盛り込まれているかについて、詳細を確認したわけではございませんが、それをその基本的な考え方として、それを具体的に落とし込んでいくというところでは、その都度最新のものをに入れていく、それに合わせて時代に合わせたものをつくっていく、そういう考え方で適宜、その都度進めていただくのがよいというふうに思っております。

○中央図書館長 ただいま松尾委員の御指摘は、私どももそのとおりだというふうに思っております。常に先々のことを見据えた準備は、新中央図書館に限らず、図書館を運営していく上では鉄則だろうというふうに思いますので、職員ともどもその意見を受けとめさせていただいて、今後も充実した運営に努めていきたいと思っております。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○菊池委員長 ほかに御質問がなければ、報告6の質疑は終了させていただきます。

次に、報告7について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○白井委員 資料の4番で、1か月間に学校図書館で本を読んだり借りたりした児童・生徒の割合のところでは小学生が減っていますが、これはどんな影響があったのか、わかったら教えていただきたいのですが。

○教育支援課長 委員御指摘のとおり、4番の25年1月末のほうで、61%ということで下がっております。この数字につきましては、前年度と今回で調べた時期が若干異なっているということがございまして、今回は冬休みを挟んだ、学校自体の閉校時に当たったということも影響しているというような分析で考えてございます。

○菊池委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ほかに御質問がなければ、報告7の質疑は終了します。

次に、本日の日程で、報告8その他となっておりますが、事務局から何か御報告ありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○菊池委員長 報告は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○菊池委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 4時48分閉会